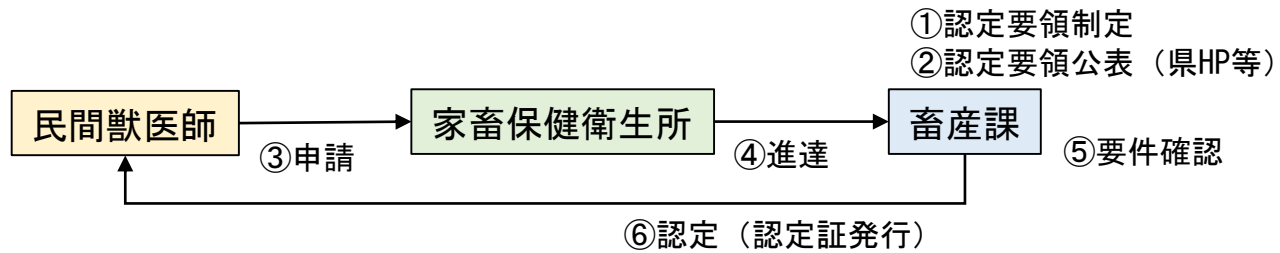


青森県 知事認定獣医師の概要

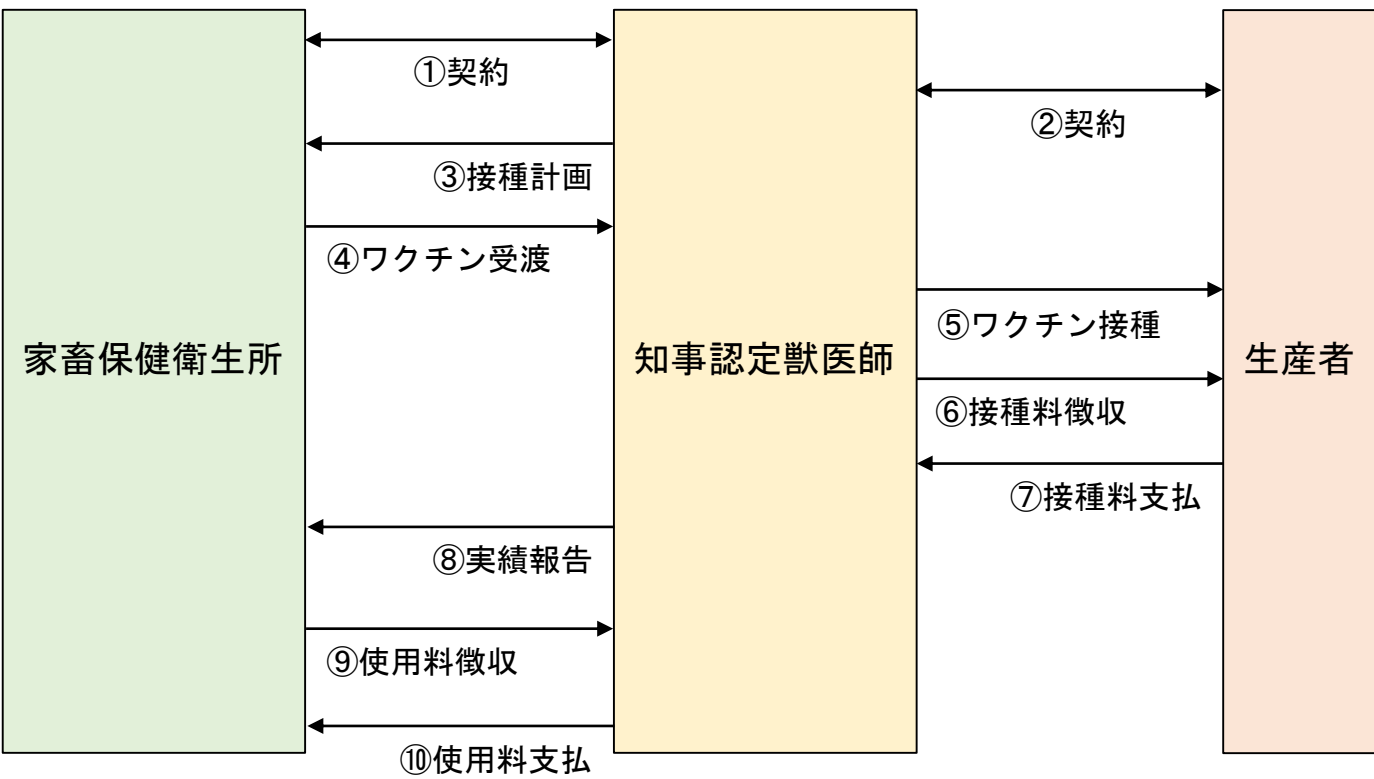
1 知事認定獣医師の認定



【参考】知事認定獣医師の認定要件

- ・ 県内農場に対し、ワクチン接種を定期的に行う予定がある者
- ・ 定期的に農場を巡回する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができる者
- ・ 県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得している者
- ・ 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれる者
- ・ 県とワクチンの使用に係る契約を取り交わすことができる者
- ・ 飼育動物診療施設に属する者又は実験動物施設及び国行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の2に規定する施設機関）に属し、自らの施設で飼養する豚にワクチン接種を行う者

2 知事認定獣医師によるワクチン接種



【参考】家畜防疫員と知事認定獣医師の比較

接種者	家畜防疫員 (県獣医師職員)	知事認定獣医師 (民間獣医師)
料 金	家畜注射手数料 310円/頭	ワクチン使用料 70円/頭
納 入 者	生産者	知事認定獣医師
納入方法	県証紙	県からの 納入通知書
事故補償 (家畜)	国	知事認定獣医師
事故補償 (獣医師)	県	知事認定獣医師